

藤沢市手数料条例の一部改正について  
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第5の17の表8の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。